

## 周術期看護研究会 会則

(名称)

第1条 本会は、周術期看護研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長宅とする。

(目的)

第3条 本会は、手術看護認定看護師が所属施設やその所在地にとらわれず、社会のニーズに対応した知識・技術の自己研鑽を行い、自立した活動ができるように支援するとともに、日本の手術看護の地域格差を是正し、臨床現場における看護の質の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 手術看護認定看護師間の交流推進
- (2) 手術看護認定看護師活動を報告する機会の提供
- (3) 活動及び研究成果を体系化し、適切な機会に発表するための支援
- (4) 手術看護分野における看護師の知識・技術を深めるための教育・指導活動および支援
- (5) 手術分野に関する学術的・社会的提言等の発信
- (6) 広報活動
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第5条 本会は、以下の(1)(2)いずれかの条件を満たし、かつ当会の目的に賛同する会員で構成する。

- (1) 正会員 日本看護協会より手術看護認定看護師と認定された者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、ホームページより所定の事項を記入し、当該年度の会費を入金して申し込むものとする。

(会費)

第7条 正会員は年会費を納入しなければならない。また入会年度のみ入会費を納入しな

なければならない。

2 納付された会費は、正当な理由がない限り返還しない。

(会員の権利)

第8条 正会員の権利は次に定めるものとする。

- (1) ホームページ会員専用ログイン ID の取得
- (2) 本会が開催する研修会等への参加
- (3) 本会の団体名を使用した研修会の企画・運営
- (4) 本会宛の講演、講師依頼への推薦

(会員資格の喪失)

第9条 正会員は次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 2年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 手術看護認定看護師の資格を喪失したとき
- (5) 会が解散したとき

2 退会を希望する会員はホームページより退会の申し込みをしなければならない。

3 正会員が本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に著しく反したときは、役員会、総会の議決を経てこれを除名することができる。

(再入会)

第10条 資格を喪失した正会員は本人の申し出により再入会することができる。

2 再入会にあたっての入会金の納入は不要とする。

3 第9条(2)および(3)にて会員資格を喪失した正会員の再入会においては、役員会での審議、承認を要する。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置き、その任期は4月1日から3月31日までの3年とする。

ただし、再任を妨げない。

- |     |                |
|-----|----------------|
| 会 長 | 1名             |
| 副会長 | 1名             |
| 役 員 | 7名 (会長、副会長を含む) |
| 監 事 | 2名             |
| 事務局 | 1名             |

(役員を選出)

第 12 条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は役員相互により選出し、総会で承認を得る。
- (2) 副会長は役員の中から会長が指名し、総会の承認を得る。
- (3) 事務局を除く役員及び監事は会員の中から選挙で選出し総会の承認を得る。
- (4) 役員は 3 年ごとに改選する。
- (5) 事務局の会員資格は問わず、会長が指名し総会の承認を得る。
- (6) 補充または増員によって選出された役員任期は、前任者または現任者の残留任期とする。

(職務)

第 13 条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表しその事業を総括するとともに、関係機関との連絡・調整を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 役員は、役員会を組織し、会務を執行する。

(顧問)

第 14 条 本会には顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は手術看護認定看護師の教育や活動支援に携わるもの、手術看護に関する知見を有するものとし、本会役員会から依頼する。
- 3 顧問は本会の活動の内容を把握し役員会に参加することができる。ただし議決権は持たない。

(監事)

第 15 条 本会には監事を 2 名置く。

- 2 監事は役員会の推薦を受け会員の中から選出する。
- 3 監事は以下の業務を行う
  - (1) 会計の監査
  - (2) 役員執務の執行状況の監査
  - (3) 会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときには、これを役員会に報告する。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会、役員会の招集の請求、もしくは招集をする。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号に該当する場合には、役員会において出席者の 3 分の 2 以上の決議に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会議)

第 17 条 本会には次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第 18 条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 部会の承認
- (2) 会則の変更
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任または解任
- (6) 解散
- (7) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第 2 項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(役員会)

第 19 条 役員会は会長、副会長及び監事、各役員で構成する。

2 会長は役員会を招集し、その議長にあたる。

3 会長は役員数の 2 分の 1 以上、または監事の請求があるときには役員会を開催しなければならない。

4 役員会は役員現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を行い議決をすることができない。

5 役員会における議事は、出席役員数の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決定するところによる。

(部会)

第 20 条 正会員が本会の目的（第 3 条）の達成を目指すための団体は部会として活動ができる。

2 部会としての活動を申請する際には次の要件を満たす必要がある。

- (1) 当会の活動に賛同し、手術看護の質の向上と発展に寄与する活動である。
  - (2) 代表者及び部会構成員となる手術看護認定看護師は正会員であること。
  - (3) 手術看護認定看護師以外の構成員の本会入会は必須ではない。
  - (4) 部会の活動目的、活動内容を示した年間計画が立案されている。
- 3 部会の申請をする団体は、所定の用紙を事務局に提出しなければならない。
  - 4 部会の認定は役員会での審議、総会での承認をもって行われる。
  - 5 認定された部会は、年1回の総会で活動内容を報告する義務がある。
  - 6 役員会は部会の活動推進、研修企画等への助言、その他相談対応をおこなう。

#### (会計)

- 第21条 会の経費は、会費・その他研修会で徴収された参加費等をもってこれにあてる。
- 2 正会員の入会金は3,000円（入会初年度のみ徴収）、年会費は2,000円とする。
  - 3 賛助会費は個人は一口年額3,000円、団体は一口年額10,000円（いずれも一口以上希望口数）とする。
  - 4 既納の会費は正当な理由がなければ返還しない。
  - 5 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
  - 6 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、役員会の決議を経て、総会に報告し承認を得なければならない。
  - 7 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に会計が作成し、監査の会計監査後に役員会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

#### (会則の変更)

- 第22条 本会の会則の変更は役員会において出席者の3分の2以上の決議を経て、かつ総会の承認を受けなければならない。

#### (本会の解散)

- 第23条 本会の解散は役員会において出席者の3分の2以上の決議を経て、かつ総会の承認を受けなければならない。

#### 附則

- この会則は、令和元年十月十九日から施行する。
- 本会則の一部改正は、令和二年四月一日より施行する。
- 本会則の一部改正は、令和六年十月十四日より施行する。
- 本会則の一部改正は、令和六年十二月十日より施行する。

(令和三年四月一日一部改正)

(令和六年十月十四日一部改正)